

学生・教職員の皆様へ

8月中旬～3月における中期的な「授業方針」等の基本方針について【改】
=新型コロナウイルス関係=

新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中、聖マリア学院大学では、教育の継続と感染防止策の両立を図ることとし、8月中旬～3月の期間における授業等の基本方針を以下のとおりとしつつ、学年別、課程別に必要な措置を講じることとしています。

- 今後も一定期間は感染さの増減が繰り返すこと（コロナ常態化）を想定
- 感染状況都度の変更ではなく、中期的な基本方針に基づく授業対応の必要性

1. 授業方針等

1】講義方法について

- ①感染状況に応じ、遠隔授業又は対面授業（分散授業・演習等）として措置します。（但し、福岡県に緊急事態宣言が発出されている期間は、遠隔授業を原則とします。※一部、講義形態により異なる場合あり）

2】臨地実習、学内実習について

- ①臨地実習・・・各施設側と個別協議し、現地での実施有無や実施方法を措置します。
- ②学内実習・・・感染状況に応じ、遠隔と対面を効率的に併用します。

3】大学構内への立ち入り制限（施設使用）について

- ①校内立入は、原則、授業等での登校者に限定します。
- ②図書館は一定条件で解放する場合があります（図書館ホームページ参照）
- ③事務手続での一時的な登校等は、事務室へご連絡ください。

4】修学支援について

感染拡大長期の中、大学生活や修学上の相談はご遠慮なく申し出てください。

これまで私たちは、感染者数の増減が周期的に繰り返すことを、体験的に学んできました。警戒すべきは、大きなリバウンド（感染再拡大）を起こさないことです。

コロナの日常化による、慣れや緩慢さに対し、改めて自身の行動を見直しましょう。